

# 中小規模農業者支援補助金のご案内

## ○事業概要

栗東市では、農業者の減少や耕作放棄地の増加等農業に関する課題と世界情勢等の影響により物価が高騰している状況を受け、農業者の負担軽減や離農防止を目的として中小規模農業者を対象とした支援を行います。

## ○募集期間

令和8年7月15日(水)～8月17日(月)まで  
※応募多数の場合は経営面積の多い方から採択を行います。  
※応募状況に応じて、2次募集を行う可能性があります。



## ○補助対象要件

令和8年度の営農計画書において、市内に住所を有する50a以上の農地を営農しており、機械導入後5年以上は経営面積を維持もしくは拡大する者。但し、法人や団体の場合は本店が市内であること。

※集落営農、認定農業者、認定新規就農者は対象外となります。

## ○補助率

消費税を除いた**20%**を補助

**上限30万円** (5年間での累計上限60万円)



## ○補助対象機械

- ・トラクター、田植え機、コンバイン (ハロー等のアタッチは不可)
- ・除草機
- ・乾燥調製に必要な機械 (乾燥機、糶摺り機、袋詰め機、色彩選別機)
- ・滋賀県の「補助事業の事業計画の認定等の審査における農業機械の利用規模の下限面積の目安」の第4の種類に定める農業機械

## ○申請方法

上記募集期間中に必要書類を持参のうえ、紙面にて栗東市役所2階農林課窓口まで提出ください。

## ○問合せ先

栗東市役所 農林課 農政係 (土日祝を除く9:00～16:45)

電話番号: 077-551-0124

メールアドレス: [nourin@city.ritto.lg.jp](mailto:nourin@city.ritto.lg.jp)



この補助金は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

### ○注意事項（必読）

- ・補助金の交付は補助対象者1名につき、同一年度内に1度限りとする。
- ・購入する農業機械は50万円以上（消費税を除く）であること。ただし、除草機及び乾燥調製に必要な機械については20万円以上（消費税を除く）とする。
- ・購入する農業機械が新品又は中古品（耐用年数が5年以上）であること。なお、新規・更新の別は問わない。
- ・市税等の滞納がないこと。また、暴力団員でないこと及び暴力団や暴力団員等と密接な関係を有しない者であること。
- ・農業機械の使用及び設置（保管）場所は市内であること。また、耐用年数経過前に譲渡、転売、処分等をしないこと。
- ・市へ農業機械の償却資産や軽自動車税の申告・手続きをすること。
- ・対象要件を満たさなくなった場合は補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。
- ・交付決定日以降に農業機械の購入をしてください。（交付決定日以前の農業機械の購入は補助対象外となります。）

### ○必要書類（交付申請時）

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③見積書2者以上（新品の場合は3者以上）  
ただし、2者以上から見積書を取得できない場合は選定理由書の提出が必要
- ④仕様書、設計書又はパンフレット等
- ⑤機械の保管場所の位置図
- ⑥誓約書
- ⑦残存耐用年数証明書（中古品の場合）

### ○スケジュール

- ①募集期間中に補助金交付申請書を提出してください。  
（令和8年7月15日（水）～8月17日（月））
- ②要件等の審査を行います。（概ね30日程度）
- ③補助金交付決定（不交付決定）の通知書を送付します。（概ね9月中旬頃）
- ④対象機械を購入してください。（交付決定後）
- ⑤補助金実績報告書を提出してください。  
（事業終了後速やかに）
- ⑥補助金額の確定通知書を送付します。
- ⑦補助金交付請求書を提出してください。（確定通知書が届き次第速やかに）
- ⑧補助金を指定口座に振込みます。（概ね1か月程度）